

栄養表示基準の一部改正（案）に係るパブリックコメントの結果について

平成25年 6 月 25日
消費者庁食品表示課

栄養表示基準の一部改正（案）に係るパブリックコメントについて、平成25年5月13日から平成25年6月12日までの間、消費者庁ホームページ等を通じて、御意見を募集したところ、合計50通（のべ187件）の御意見をいただきました。

なお、いただいた御意見については、その内容に応じて項目（下記1.～7.）ごとに、現時点における回答の考え方をお示ししましたが、後日、消費者庁ホームページにて、いただいた御意見の概要及びその御意見に対応する回答について公開する予定です。

I. 意見公募期間及び提出方法：

- （1）意見公募期間：平成25年5月13日から平成25年6月12日
- （2）意見提出方法：郵送、FAX又は電子メール

II. 結果概要：総数 計50通（のべ187件）

<項目>

1. 改正案に賛成する御意見（32件）
2. 改正案に慎重な御意見
 - 2.1 合理的な推定により得られた値を記載する規定に関する御意見
 - 2.1.1 消費者を配慮する御意見（4件）
 - 2.1.2 正確な表示を求める御意見（3件）
 - 2.1.3 可能性表示の容認に関する御意見（2件）
 - 2.1.4 現行基準継続の必要性等に関する御意見（5件）
 - 2.1.5 上記以外（1件）
 - 2.2 表示値が分析値とは一致しない可能性があることを示す記載に関する御意見（30件）
3. 告示の解釈等に対する御意見、御質問
 - 3.1 低含有量の誤差の許容範囲に関する御意見（2件）
 - 3.2 「表示値が誤差の許容範囲に収まるのが困難な場合」に関する御意見（5件）
 - 3.3 「合理的な推定により得られた値」に関する御意見（4件）

- 3.4 強調表示等に関する御意見（3件）
- 3.5 「根拠資料」に関する御意見（7件）
- 3.6 その他の御意見
 - 3.6.1 改正案に関する御意見（5件）
 - 3.6.2 上記以外に関する御意見（6件）
- 4. 環境整備に関する御意見（14件）
- 5. 消費者への周知、普及啓発に関する御意見（17件）
- 6. 栄養表示全般に関する御意見・御要望等
 - 6.1 栄養表示制度の基本方針等に関する御意見（13件）
 - 6.2 対象食品に関する御意見（5件）
 - 6.3 誤差の許容範囲に関する御意見（9件）
 - 6.4 表示方法に関する御意見（7件）
 - 6.5 監視執行体制に関する御意見（3件）
 - 6.6 義務化に関する御意見（8件）
- 7. その他の御意見（2件）

栄養表示基準の一部改正（案）に寄せられた意見の概要とこれに対する消費者庁の考え方

※同一の者から複数の意見が提出された場合、意見の内容ごとに件数をカウントした。

| 意見の概要 | 主な意見の抜粋 | 消費者庁の考え方 |
|--|--|---|
| <p>1. 改正案に賛成する意見（32件）</p> | <p>日本の栄養表示は国際的にみてかなり遅れていたが、今回の改正案により健康栄養上の観点からみて、一歩進んだものと考えられる。</p> | <p>御意見のとおり、原材料や加工工程の影響により、栄養成分の含有量にバラツキがあることで、これまで栄養成分を表示しにくかった食品群まで表示できる並びに消費者にとっても栄養表示を中長期的な期間で栄養を管理するための目安として活用できることを目的とした改正案です。</p> |
| | <p>改正の趣旨は十分に理解でき、加工度の低い天産物を主体とした製品の栄養表示等を行いやすくなると考える。実態に即した改正であり、今回の改正に賛成する。</p> | |
| | <p>原材料が天然物に近いほど季節変動・天候・気候・作柄や給餌内容等の多くの要素により変動している実態があるため、これらの原材料を使用した一般加工食品への栄養成分表示の許容誤差緩和につながる本改正案に賛成する。</p> | |
| | <p>加工食品の原材料は自然界由来の農畜水産物であることから、その成分含量に大きな幅を有することは自明のことであり、本改正案に賛成する。</p> | |
| | <p>同一商品であっても必ずしも栄養成分が一定値となるものばかりではないため、事業者側の実行可能性を広げるものとして柔軟な施策は推奨する。</p> | |
| | <p>栄養成分の含有量にバラツキがあることで、これまで栄養成分を表示しにくかった食品群まで表示できる範囲が拡大することは、消費者の栄養管理に貢献できる。</p> | |
| | <p>改正案は、食品事業者の選択の幅を広げるという観点から有益であり、食品事業者による積極的な情報提供に資するものであると考えるため、賛成する。</p> | |
| | <p>誤差の許容範囲を逸脱しないように安全率を考慮した範囲表示から固定値表示にすることが可能となり、消費者への分かりやすい表示へ改善が見込まれるため、改正案の推進を希望する。</p> | |
| | <p>表示に係る事業者負担も軽減される面があるとともに消費者の食生活管理に資することからある程度は評価するが、表現例の精査や消費者への普及啓発が必要である。</p> | |
| | <p>悪意がなく良識の範囲で作成された表示については取り締まりの対象にすべきではないため、誤差を限定しない新たなルールには賛成する。ただし、事業者として、合理的な根拠をそろえ消費者にも行政にも示す準備が必要だと考える。</p> | |
| | <p>今後の栄養成分表示の義務化に向けて必要である。</p> | |
| | <p>ロットごとに栄養成分を分析することは費用負担が大きく、ラベル表示を変える必要もあり、実行可能なものではない。中小企業にとっては分析費用の負担が大きいことから、分析以外の推定値を表示することになる。栄養表示が義務となれば事業者が管理できないものにも表示しなければならないことから、表示値の±20%以内に入らないものが出てくるのは止むを得ない。このような問題の解決策として、今回の改正案は妥当なものであり、栄養表示の義務化において実行可能性を高めるものとして賛成である。</p> | |
| | <p>本来食材の持つ栄養価は振れ幅の大きいものであるため、改正案に賛成。一方、表示制度の信頼を失う危険をはらむため、改正案について「①明確な根拠に基づいて表示すること。根拠を保存し、何時、誰に対しても開示するようにすること。②強調表示は適用外であること。」を十分周知することを提案する。</p> | |
| <p>改正案は事業者のコスト負担の軽減や実行可能性に配慮した内容と判断できるが、施行後の混乱を避けるため、事前の十分な準備（基準の十分な周知と個別事例のQ & A 提示など）をお願いする。</p> | | |

| | |
|---|--|
| 低含有量の場合の誤差の許容の拡大は賛成する。 | |
| 低含有量の場合、±20%ではその絶対値が限りなく縮小していくこと、分析誤差が大きくなることから、本改正案に賛成する。許容範囲が広がることで意図しない表示違反の危険性が少なくなることが期待される。 | |
| 低含有量の改正案は、分析精度上の制約を改善することから実施願いたい。 | |
| 低含有量の場合の誤差の許容の拡大は賛成するが、無・ゼロ・ノン・レス等の含まない旨の強調表示を行う場合は、±20%（従来どおり）とすべきである。 | |
| 低含有量の場合の誤差の許容の拡大は賛成するが、コンタミネーションの扱いやゼロ表示の考え方等について周知すべきである。 | |

| 意見の概要 | 主な意見の抜粋 | 消費者庁の考え方 |
|--|--|---|
| 2. 改正案に慎重な意見 2. 1 合理的な推定により得られた値を記載することができる規定について 2. 1. 1 消費者を配慮する意見（4件） | <p>但し書きさえすれば許容範囲を外れてよいというのは事業者側の事情に偏った緩和であり、消費者のためとなるのか疑問である。許容範囲を広げるなどして対応できないのか。許容範囲に収まらない場合、段階的なルール作りをして、表示値の信頼性を行政側でコントロールすべきではないか。食品群によっては、別途、公正競争規約などで基準を設けて消費者庁で承認するような仕組みにすればよい。</p> <p>消費者にとって分かりやすい栄養表示を目指すべきであり、今回の改正案では消費者をミスリードすると考える。</p> <p>公差を問わない制度を設けることは、消費者の信頼を裏切る行為であり、現行制度の形骸化にもつながることが危惧される。まずは現行制度の枠を守らせることの監視・指導を行うべきであって、対策の方向性が間違っている。</p> <p>消費者教育が足りていない中、改正案のように2通りの表示を認めることは、2つの違いがわからず、消費者の混乱を招く。事業者にとっても、表示値が誤差の許容範囲に収められるか困難なのかを判断することは不可能に近いと考える。そのため、「栄養成分表示は合理的な方法により得られた値を表示する。」の1方法に絞る修正案を提案する。</p> | 改正案では、新たな表示値が消費者にとって十分な目安となることが分かるように、合理的な推定により得られた値であること等、値の意味を明確に記載することとしています。 |
| 2. 1. 2 正確な表示を求める意見（3件） | <p>栄養成分の表示制度の信頼性を損なう改悪でしかない内容である。許容範囲内にあるかないか不明であるなら、その栄養成分については誤差範囲が不明と表示すべきである。</p> <p>NCD（非感染性疾患）予防の観点から、正確な表示値を確保する努力をすべきであり、断り書きをつけることで済ますことは適当ではない。</p> <p>栄養成分情報を広く消費者に対し提供していくことには賛成できるが、ある程度信頼できる表示でなければ記載すること自体意味のないものになってしまうと感じる。数値が乖離していることの表記を認めるのではなく、使用原料情報（食品標準成分表）を充実させることで、計算でも実態に近い数値を求めることができるようにするなどの後押しが必要と感じる。</p> | 幅広い食品に栄養成分の含有量を表示するためには、事業者が表示しやすいようにする必要があると考えられることから、食品表示一元化検討会報告書においては、幅広い食品に栄養表示を付することができるようにするため、今回の改正案に示すような方式等の導入を行うべきとされています。 |

| | | |
|---------------------------------------|---|---|
| <p>2. 1. 3可能性表示の容認に関する意見 (2件)</p> | <p>アレルギー物質を含む食品について可能性表示が認められていないことと同じように、栄養成分についても可能性表示は認めるべきではない。</p> <p>コンタミネーションの可能性表示はNGで、栄養成分の可能性表示はOKとなるのは、矛盾が生じると考える。</p> | <p>アレルギー物質の「可能性表示」(入っているかもしれません。)については、仮に当該表示を容認した場合、製造者が十分な調査をせずに本来不要である食品にまで当該表示を行い、アレルギー患者の食品選択の幅を狭めることになることが懸念されることから、禁止されているものと認識しております。</p> <p>アレルギー表示については、アレルギー患者にとっては即時的に命にかかわる情報であり、事業者にとっては使用原材料や製造工程等の定性的な情報により表示が可能です。一方、栄養表示については、消費者にとっては即時的に命にかかわる情報ではなく、健康管理の目安として中長期的に利用するものである点、また、事業者にとっては、個々の商品の栄養成分等の数値を厳密に管理することが難しいという点で、アレルギー表示とは性質が異なります。</p> <p>このため、今回の改正案では、栄養表示を幅広い食品に付けられるようにするため、合理的な推定により得られた値を記載することができることとしています。</p> |
|---------------------------------------|---|---|

| 意見の概要 | 主な意見の抜粋 | 消費者庁の考え方 |
|-------------------------------|--|--|
| 2. 1. 4 現行基準継続の必要性等に関する意見（5件） | <p>現行でも、許容範囲（±20%）に収まらない場合は下限値及び上限値による表示が認められており、可能な限り正確な値を記載する観点から、現行基準の継続を望む。</p> <p>多くの商品は盛り付け方のムラ、製造ロスのムラ等があり、その振り幅を測定しようにもできないところがある。その観点からも、栄養表示自体をかつちりしたものにするのではなく、現行のようにある程度ラフなものにとどめておいたほうがよい。</p> <p>栄養成分表示の値は栄養素の定義によっても変わるものであり（例えば、「炭水化物」と「糖質及び食物繊維」の違いによる熱量の差）、目安として利用するもので、過度な厳密さを求める必要はないと考える。誤差の許容範囲内に収まらない場合、事業者は幅表示（下限値及び上限値による表示）を選択するという管理をすべきであり、許容範囲内に収まらない可能性をことさら表示させる必要はない。</p> <p>「±20%」の基準がありながら、守れない場合は別の規定に従うという規制の在り方は不自然であり、現行基準の継続の必要性も含め、改めて検討会の場で議論を尽くしてほしい。</p> <p>表示値が誤差の許容範囲に収まることが困難な場合の規定を設けることで、それを表示しない場合には現行の基準の運用よりも厳密さが求められることになる。そもそも目安として利用すべき栄養成分表示に、厳しい管理が持ち込まれることの弊害にも配慮が必要と考える。</p> | <p>現行制度においても表示値が誤差の許容範囲に収まらない場合、下限値及び上限値による表示が可能ですが、その値の設定にあたっては、成分分析を行う必要がある等、表示をするためには、相応のコストがかかります。</p> <p>幅広い食品に栄養成分の含有量を表示するためには、事業者が表示しやすいようにする必要があると考えられることから、食品表示一元化検討会報告書においては、幅広い食品に栄養表示を付することができるようになるため、今回の改正案に示すような方式等の導入を行うべきとされています。</p> <p>そのため、改正案では、新たな表示値が消費者にとって十分な目安となることが分かるように、合理的な推定により得られた値であること等、値の意味を明確に記載することとしています。</p> |
| 2. 1. 5 上記以外（1件） | <p>次の修正案を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「表示値は栄養成分摂取のおよその参考値であり、設定根拠として、（別表第二第三欄に掲げる分析法による分析、公的データベースの利用、同一レシピサンプルの分析値の参照）の結果を用いた」などとする。（ただし、括弧内は実際に適用した方法を選択して示す。） ・第3条第3項冒頭の「次に掲げる要件の全てに該当する場合には」及び「第3条第3項第1号及び第2号」を削除し、「推定により得られた値」の前に「公的データベースの利用、同一レシピサンプルの分析値の参照などの設定根拠を明示して」を追加する。 | <p>修正の御意見は、通知等で示す内容と考えられますので、今後の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>2. 2表示値が分析値とは一致しない可能性があることを示す記載に関する意見(30件)</p> | <p>多様な表現例はかえって表示への不信を招き、事業者への信頼を損ないかねない。表現例を統一してひと目で判別できるようにすべき。</p> <p>「実際とは乖離があり得ます」等の断り書きは消費者にとって認知されやすいとは思えず、わかりやすい表示の取組に逆行するものとする。</p> <p>断り書きをつけることによって、断り書きがついていないものにも実際は公差があるにも関わらず、あたかも正確な数値であるようなミスリードにもつながると思う。</p> <p>表現例にあるような様々な説明を認めることによって、消費者の正しい理解を得ることは困難になると考える。例えば、「この表示値は目安です」に一本化し、算出方法はPOPやホームページ等も含めた多岐にわたる提供方法を可能とすることを要望する。</p> <p>但し書きの表現例は3～4例程度にしないと、消費者が混乱すると考える。</p> <p>表現例が多数示されているが、類似する表現例を整理する等、絞り込む必要があると考える。表示スペース確保が困難な場合、「推定値」という用語が重要である。</p> <p>現行基準との区別がつかず、しっかりした表現が見当たらない。一目で区別できるような「マーク」や「文章表現」について、公募をしてはどうか。</p> <p>表示値が誤差の許容範囲に収められる場合と、収めることが困難な場合が、消費者から一見して分かるよう、体裁や但し書きの文言含め充分配慮いただきたい。</p> <p>現行制度に基づく栄養表示で事業者が任意で行っている「分析を行った機関名」の表示と改正案の表示が混同を招かないような制度設計をお願いする。</p> <p>現行制度で一部の栄養表示には分析機関等の補足的な説明を自主的に加えているものがある。改正案の施行によって、これらの表示は違反となるのか。違反となる場合は、ラベル変更のため1年以上の経過措置期間を設定いただきたい。</p> <p>合理的な推定により得られた値に対する表現例について、分析値であれ計算値(理論値)であれ、絶対的な自信のある数値を提示できない以上は「推定値」とせざるを得ないような印象を受ける。</p> <p>表示値が誤差の許容範囲に収まるのが困難な場合に限定して乖離の可能性を表示すると、現行制度の表示には乖離がないかのように誤解される可能性があるため、表現例の検討は慎重に行ってほしい。</p> <p>但し書きの表現例については、難しい用語の使用や言い訳のような表現、いい加減で役立たない、というような印象を与える表現は栄養表示の活用を委縮させるため、注意が必要。</p> <p>表現例として、「実際とは乖離がある」、「実際に栄養成分量とは異なる可能性がある」等は削除してほしい。</p> <p>「実際とは乖離がある」等の表現は、どの程度乖離があるかも不明な中で、栄養表示全体の誤認や表示そのものへの疑心に繋がることへの危惧がある。</p> <p>「この表示値は、実際とは乖離があります。」等の表現例は、むしろ消費者を混乱させるだけなので、「日本食品標準成分表2010を使用した理論値」のように表示値の根拠を明記すべきである。</p> <p>但し書きの表現例に、「自社分析」「公的機関分析以外の一般の会社の検査機関」を加えてほしい。</p> <p>但し書きについて、「〇〇〇による計算値」といった共通情報源の名称を含めた簡潔でわかりやすい記載としてほしい。これ以外の不確かな表示は避けるため、表示値は記載せず、「表示値が誤差の許容範囲に収まるのが困難」との注意書きを入れることも検討いただきたい。</p> | <p>消費者に栄養成分量などの情報を伝えることが商品選択に必要であると考えられますが、表示を行うにあたり、現行制度では、表示値が誤差の許容範囲に収まっていないため、食品によっては、栄養表示を付けることが難しいことがあります。</p> <p>そのため、栄養表示を行っていない事業者が、必要な情報を表示するためには、今回の改正を行うことが必要です。</p> <p>改正案では、消費者に対して、栄養成分表示の表示値の表している意味を正確にお伝えすることとしており、消費者をミスリードすることは、ないものと考えています。</p> <p>また、合理的な推定により得られた値に対する表現例は、慎重に検討し、消費者にも分かりやすく、事業者も記載しやすいものを通知等でお示しすることを検討しています。</p> |
|---|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| | <p>但し書きの表現例については、消費者を混乱させ、事業者にとってはマイナスイメージになることから、消費者に誤解を招かないような表示の根拠を記載することが重要である。このことから、公的データベース（日本食品標準成分表等）を充実させ、活用できるようにすることが第一であるが、当面は但し書きの表現例にあるような「公的機関分析による推定値」又は「当社分析による推定値」等が表示できるようにすることが必要である。</p> | |
| | <p>改正案第3条第3項に規定される例外規定について、消費者がどのように捉えるのか危惧する。表示値そのものの信頼性が失われ、信憑性までもが疑われる恐れがあるため、表現例の例示には慎重を期して行ってほしい。あるいは、記載しないでも言外にそのような含みがあることを知らしめてほしい。</p> | |
| | <p>但し書きの表現例について、ネガティブな表現は消費者に誤解を与える可能性があると考えため、ポジティブな表現を例示・推奨してはいかがか。</p> | |
| | <p>但し書きの表現は、販売時不利にならないか（消費者に対するイメージの低下）。</p> | |
| | <p>印刷文字数増になる。</p> | |
| | <p>栄養表示を義務化している海外の例を参考に運用すべきである。</p> | |
| | <p>商品が小さい場合、栄養成分の表示スペースがない。スペースを確保できても一括表示の文字を小さくしなければならないものもあり、「見づらい」などクレームの原因になる。</p> | |
| | <p>表示面積が限定されるものもあるため、「推定値」の他、「理論値」や「計算値」などの簡易表現も表示可能としてほしい。また、文字の大きさも8ポイントにこだわらないとしてほしい。</p> | |
| | <p>表示面積の関係上、語句なら「推定値」「理論値」「計算値」など極力短いものにしてほしい。可能であれば、新たな概念であることがわかる記号を採用して、消費者にPRしてほしい。</p> | |
| | <p>商品を分析しなくても誤差の許容範囲に収まる場合もあるため、改正案第3条第3項第1号の記載を義務ではなく任意としてほしい。</p> | |
| | <p>但し書きの表現例は通知で示されるのか。</p> | |
| | <p>17種類の表現例の使い分けを示してほしい。</p> | |

| 意見の概要 | 主な意見の抜粋 | 消費者庁の考え方 |
|---|---|---|
| <p>3. 告示の解釈等に対する意見・質問等</p> <p>3. 1 低含有量の誤差の許容範囲について（2件）</p> | <p>今回の改正に際して示された、低含有量の栄養成分表示が「①栄養的に意味のない量であること、②分析方法の定量下限であること、③コーデックス規格を勘案したものであること」との判断基準は、これからの栄養表示制度の在り方を考える上でも重要なものとする。</p> <p>低含有量の場合の誤差の許容範囲は、表示値に関係なく100g当たりでよいか。例えば、±0.5g/100gの基準である場合、表示値が10g当たりのとき±0.05gの精度は問われないということを確認したい。</p> | <p>低含有量の誤差の許容範囲の拡大では、①栄養的に意味のない量であり、②分析方法の定量下限であり、③コーデックス規格を勘案したものです。</p> <p>100g（又は100ml）当たりの栄養成分の量で判断をすることになります。</p> |
| <p>3. 2 「表示値が誤差の許容範囲に収まるのが困難な場合」について（5件）</p> | <p>困難な場合とは、どのような場合が想定されるのか、例示を示してほしい。</p> <p>困難な場合とは、誰がどのような条件を基に判断するのか。</p> <p>困難な場合の基準は何か。原料切替時または年毎に分析を行い確認することを言っているのか。</p> <p>中小企業のようにコスト面等から分析自体が困難な場合もこれに該当するのか。</p> | <p>事業者が原材料の栄養成分のバラツキや、製造過程における栄養成分の変化等により、表示値が誤差の許容範囲に収まらないと判断することを想定しています。</p> <p>このほか、原材料の切り替え等により栄養分量に変更があった場合、事業者が誤差の許容範囲に収まっているのか必要に応じて判断することも想定しています。</p> |
| <p>3. 3 「合理的な推定により得られた値」について（4件）</p> | <p>どのような方法であれば合理的な方法なのか、Q & A等で提示願いたい。</p> <p>日本食品標準成分表の値も含まれるのか。</p> <p>各原料データを基に積み上げ計算する場合も、合理的な推定と認められるのか。</p> <p>表示の信頼性の確保から、推定のための根拠データは以下に限定してほしい。 ①日本食品標準成分表、②公的データベース、③サンプル品の分析</p> | <p>合理的な方法とは、例えば、日本食品標準成分表を用いる場合や、サンプル品の分析を行った値等が考えられますが、必要に応じて説明ができる方法として、事業者が決定するものです。</p> |
| <p>3. 4 強調表示等について（3件）</p> | <p>改正案第3条第3項において、第5条から第10条までの規定に基づく表示（いわゆる強調表示）は除くとされているが、強調表示をする場合は、一定値で表示した場合、誤差の許容範囲内になければならない（現行法）が適用されるということによいか。</p> <p>一定値で表示した場合、誤差の許容範囲内になければならない（現行法）栄養成分等は、表示する全体的か。それとも強調しようとする栄養成分のみか。</p> <p>表示する栄養成分が強調しようとするものだけである場合、但し書きの記載方法は、どうなるのか。</p> <p>「栄養表示基準等の取扱いについて」（平成8年5月23日衛新第46号）の1（1）③で規定される栄養表示基準が適用される栄養表示は、改正案に定める「栄養成分の補給ができる旨の表示」や「栄養成分若しくは熱量の適切な摂取ができる旨の表示」に該当せず、そのような表示を行っている商品においても、合理的な方法に基づく値を表示することが可能と解釈してよいか。</p> <p>栄養機能食品についても、改正案第3条第3項の規定が適用されるのか。</p> | <p>いわゆる強調表示に関しては、現行制度のままであり、一定値で表示した場合、誤差の許容範囲になければならないと考えます。</p> <p>また、1つ以上の栄養成分又は熱量について強調表示を行う場合は、当該成分のみならず、表示する栄養成分等全てが誤差の許容範囲内になければならないものと考えます。</p> <p>栄養機能食品についても、いわゆる強調表示と同様、今回の改正の除外とすることとしています。</p> |

| | | | |
|-------------------------------|--|---|---|
| 3. 5 「根拠資料」について（7件） | 根拠資料の保存形態や保管期間などに言及したQ & Aを作成するなど補足説明をお願いしたい。 | 表示値設定の根拠資料の詳細については、通知等でお示しする予定です。また、行政機関等の求めに応じて説明ができるようにするためのものであり、根拠資料は、複数あっても差し支えありません。今回の改正案と食品表示法案第8条との関係については、食品表示基準の策定の際に明確にお示しすることを検討しています。 | |
| | 表示値が±20%以内であることを担保するための統計的な設定根拠分析データ数が不明である。 | | |
| | 同じ商品を継続して製造流通させる場合、根拠資料に有効期限はないと考える。 | | |
| | 複数の原材料を用いて製造される食品であって、ある原材料は日本食品標準成分表の数値を、ある原材料は分析値を参考として、これらの数値を組み合わせると当該食品の栄養成分表示を行う場合、表示値の設定の根拠資料は複数あっても差し支えないか。 | | |
| | 改正案の第3条第3項第2号（根拠資料の保管）と食品表示法第8条（立ち入り検査等）との関係を明確にすべきである。 | | |
| 3. 6 その他 3. 6. 1 改正案関係（5件） | 表示対象品は食品全般なのか。 ・業務用製品については、業者間で規格書の取り交わしがあるため不要と考える。 ・お弁当などに添付する小袋製品などは表示スペースが狭く読みづらいものとなるため配慮いただきたい。 | 適用の範囲（第1条）に変更はありません。販売に供する食品（専ら食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第8項に規定する営業者が購入し、又は使用するもの及び生鮮食品（鶏卵を除く。）を除く）につき、邦文により栄養表示をしようとする場合等に栄養表示基準が適用されます。御指摘の栄養成分表示検討会報告書の別紙は、表示すべき栄養成分の優先度（案）であり、表示順を示したものではありません。 | |
| | 改正案で栄養成分等の表示順がエネルギー、ナトリウム、脂質、炭水化物、たんぱく質となっていない理由は何か。（栄養成分表示検討会報告書の別紙では、ナトリウムの表示順はエネルギーの次となっている。） | | |
| | 栄養表示基準第3条第1項第6号に規定される「0」と記載できる値は、変更ないとの認識でよいか。 | | 「0」と表示することができる規定に関して、変更はありません。 |
| | 表現例に「公的データベースに基づく推定値」とあるが、日本食品標準成分表の他にどんなデータベースが使用できるのか、Q & A等で提示願いたい。 | | 栄養成分の含有量に関するデータベース構築のためのガイドラインの策定に取り組むこととしています。 |
| | 仮にたんぱく質の分析値が1gであった場合、誤差の許容範囲が0.5gであることを考慮して「含まない旨の表示」が可能であることの解釈を示してほしい。 | | 「含まない旨の表示」の取り扱いは、今回の改正案で変更ありません。 |
| 3. 6. 2 上記以外（6件） | 最近、特別な食塩を使用している旨を「〇〇の塩使用」と表示した食品が多くみられる。この場合、強調表示基準の適用対象外との解釈でよいか。「食塩無添加」の表示については、強調表示基準は適用されないものとされている（衛新第46号）。 | 今回のパブリックコメントは、栄養表示基準の一部改正（案）についての御意見を伺うものです。今回いただきましたこれらの御意見につきましては、今後の政策等の検討の参考とさせていただきます。 | |
| | 栄養表示基準第3条第1項第6号の条文は、表示の方法に言及しているのか、それとも表示値のコンプライアンスに言及しているのか、消費者・事業者に正しく理解できるように改めてほしい。栄養成分表示を行う場合、事業者は複数の製品ロットについて得られた複数の分析値を用いて表示値を決定しているが、コンプライアンス検査においては単独の分析値が表示値を比較されることとなる。 | | |

| | | |
|--|--|--|
| | 誤差の許容範囲の考え方は、「(表示値÷別表第二の第三欄に掲げる方法によって得られた値)×100」が80~120%の間にあるかどうかで判断されるということか。 | |
| | 表示値に対し分析値が±20%の方が合理的であり、適切であると考え。 | |
| | 「誤差」は分析上の差、「公差」は表示と実際の差の問題であるため、「誤差」の許容範囲という用語を見直すべきである。 | |

| 意見の概要 | 主な意見の抜粋 | 消費者庁の考え方 |
|-------------------------|--|--|
| 4. 環境整備に関する意見 (14件) | 栄養成分表示は分析ありきではなく、データベースの整備の検討が先決と考える。 | 消費者庁では、現在、栄養成分の含有量に関するデータベース構築のためのガイドラインの策定に取り組むこととしています。 国が整備しているデータベースとして、日本食品標準成分表があるため、文部科学省等の関係省庁にもお伝えいたします。 |
| | 公的データベースの充実(加工食品の原材料を中心とした掲載品目)をお願いする。 | |
| | 公的データベースの整備を早急に進めてほしい。 | |
| | 栄養成分表示の義務化にあたっては、合理的な推定ができるデータベースの整備が前提条件となる。 | |
| | 栄養成分表示に係る環境整備について、その行程を明確にしてほしい。特設の栄養成分専用ホームページの開設や一元的な計算ツールの準備等の支援体制づくりが急務である。 | |
| | 栄養成分表示には分析等の新たなコストが発生するため製品価格に影響することが想定されることや容器・包装上のスペースが限定される中で、他の情報を含め分かりやすい表示を実現することは難しくなるのではないかと。このため、早急に公的データベース(日本食品標準成分表等)等の整備を国が行い、事業者が利用できる環境を整えることが不可欠である。 | |
| | 国が整備するデータベースを無償で使用できるのはもちろんのこと、計算用フォーマット(ソフト)を無償で供給してほしい。 | |
| | 成分分析のための資金に余裕がない中小食品企業に配慮し、日本食品標準成分表記載の食品数の拡充と定期的な見直しを要望する。 | |
| | 小規模事業者にとって分析値を求めることは多大なコストを要することとなり、栄養成分表示義務化における実行可能性が難しくなる。公的なデータベース表と計算方法を共通ツールとして公開すべきであり、魚介類のように季節要因によって栄養成分が変動するものについても、公的なデータベース表が活用できるものとしてほしい。 | |
| | データベースに関し、以下の点を明確にしてほしい。 ①煮物など、液体を廃棄するものの考え方 ②蒸発したものの考え方 ③熱がかかり変化するものの考え方 | |
| | 消費者庁はデータベースの提供などを行い、事業者を支援すべきことを明示すべきである。 | |
| | データベース等の中小事業者の環境整備については教育も含め丁寧に進めてほしい。 | |
| | 食品事業者向けのQ&A等の整備を要望する。 | |
| 最新の栄養成分に係る分析法を提示すべきである。 | | |

| 意見の概要 | 主な意見の抜粋 | 消費者庁の考え方 |
|--|---|---|
| 5. 消費者への周知、普及啓発に関する意見（17件） | 改正の趣旨を国民に周知してほしい。 | 消費者への表示制度の理解をいただく普及啓発は、必要と考えているため、必要な措置等を行っていく予定です。 |
| | 今回の改正が告示される際には、既存通知、Q & Aを速やかに改正されないと消費者に誤解を与えるおそれがある。 | |
| | 分析値と乖離の可能性のある数値を表示せざるを得ない場合があることを消費者にご理解いただくために、今回の改正について消費者庁から通知又はQ & Aを出す際は、次のようなことを記載してほしい。 ⇒栄養成分の含有量はバラツキが大きく、誤差が許容範囲に収まらないことが大いにある。このような食品を含め、幅広い食品に栄養表示ができるようにするため、現行制度を原則的に維持しつつ、合理的な推定により得られた値であればたとえ誤差の許容範囲を超えるものであっても表示値として用いることができる。この場合、中長期的にみればバラツキは平均化されて消費者の利益にもつながる。 | |
| | 低含有量の場合の誤差の許容範囲を拡大することについては、事業者にとってはよいが、消費者にとってはあまりメリットがないと考える人もいると思われる。消費者に対する正確で丁寧な説明を行ってほしい。 | |
| | 本改正にあたっては、消費者が表示の意味（表示値は栄養成分摂取のおよその参考値である）を理解して健康管理を進められることが重要であるため、表示の意味と社会教育システムの整備を行い消費者を支援すべきことを明示すべきである。 | |
| | 栄養成分表示を義務化へ進める目的が、国民の健康維持や食生活改善を促す一因とするためのものであることを鑑みれば、消費者が表示制度を正しく理解することが大前提であり、消費者庁では表示のルール整備よりも先立つ対策として、現行及び今後の栄養成分表示の制度の目的や数値の意義等について消費者への普及啓発を優先すべきである。 | |
| | 消費者に対して、食品の栄養成分は本来バラツキが大きいこと、表示値は目安であることを認識いただき、新たな栄養成分表示の見方についても理解いただけるよう、行政より十分な周知啓蒙を推進してほしい。 | |
| | 栄養成分が変動して±20%に収まらない場合があることを消費者が正しく理解して栄養表示を活用できるようにすることが重要であり、普及啓発を推進してほしい。 | |
| | 消費者は栄養表示への関心は高いものの、正しい理解ができているとは言い難い状況であり、学習環境の整備を検討してほしい。 | |
| | 栄養表示についての消費者の理解が深まるよう消費者教育施策も充実されたい。 | |
| | 栄養成分表示を健康増進に活用できる消費者になれるような教育を積極的に行ってほしい。 | |
| | 栄養成分はバラツキがあるものであり、あくまでも健康的な食生活のための目安であることを消費者に理解してもらうための普及啓発や食育基本法等の趣旨に沿ったバランスのとれた食事の推進や塩分や脂質の摂取の低減等の取り組みについて行政による着実に積極的な活動を期待する。 | |
| | 栄養成分はバラツキがあることを消費者に啓蒙してほしい。 | |
| 栄養成分表示を推進するよう働きかけるよう努めてほしい。 | | |
| 食品素材の栄養量の振れ幅を幅広く調査し、国民に対して栄養量の実態を啓蒙するよう努めてほしい。 | | |

| 意見の概要 | 主な意見の抜粋 | 消費者庁の考え方 |
|---|---|--|
| <p>6. 栄養表示全般に関する意見・要望等</p> <p>6. 1 栄養表示制度の基本方針等について (13件)</p> | <p>国際的に通用する表示値設定のためのルールとすべき。</p> <p>国際的に適用できる表記方法とするため、特に、TPPの中核になる米国の方法を取り入れること（データベースの作成、±20%より広い誤差が許容される工夫等）が重要と考える。</p> <p>米国など既に栄養表示が義務化されている国々での議論を参考にすべきである。</p> <p>国内制度とコーデックス規格に整合性がない場合、国内向けの商品を輸出する際に手間が増える。</p> <p>健康増進法の目的及び食品表示一元化検討会で議論された栄養表示の役割を考えると、制度の目的の整理と枠組について議論し、その上で規定したルールに合わない場合等について議論すべきと考える。</p> <p>商品进行分析しなくても、合理的な推定により得られた下限値及び上限値、補給ができる旨、適切な摂取ができる旨の表示をしてもよいのではないかと考える。</p> <p>幅表示（下限値及び上限値による表示）は、消費者にわかりにくいと不要と考える。</p> <p>低含有量の栄養成分表示は、過度に厳密さを追求しないように改めるが、第3条第1項第6号の末尾は「0とすることができる」ではなく、「別表第二第五欄に掲げる量以下とすることができる」とする。</p> <p>事業規模、業種により差別することなく、全ての加工食品を平等に扱い、公平・公正な制度にするよう要望する。</p> <p>零細事業者は、一度作った印刷包材は数年以上にわたって使うことが多々あり、特段の配慮をお願いする。</p> <p>コーデックスガイドラインに従い、表示値をベースにして認められた公差（tolerance）を考慮に入れて、オフィシャルコントロール（行政による監視）、コンプライアンス（企業における管理）の分析値がこの公差の範囲に入っているかどうかを判定するという概念を導入すべきである。特に、栄養表示基準第3条第1項第4号の記述を修正すべきである。</p> <p>栄養表示基準全体については消費者、事業者などから広く意見を聴取されたことがなく、広く意見を求めるべきである。</p> <p>栄養表示の義務化の際には、今回の改正後の実態調査を十分に行った上で、消費者の健康増進に貢献でき、かつ、すべての事業者が実行可能な内容にしてほしい。特に、消費者の栄養表示利用度がどの位高まったのかという点は費用対効果の観点で検証すべきであると考えている。</p> <p>一般消費者の立場として考えても、まず、大雑把でもよいので、栄養成分表示があることが大切だと思う。バラツキを少なくすることでハードルを上げるより、より多くの食品に栄養成分表示をしていただきたいと考える。病気の方の実態として、現行の誤差の許容範囲でないと困るのか、おおよその目安があれば、栄養成分表示がないよりあった方がよいのかを調査することが必要だと思う。</p> | <p>今回のパブリックコメントは、栄養表示基準の一部改正（案）についての御意見を伺うものです。今回いただきましたこれらの御意見につきましては、今後の政策等の検討の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| <p>6. 2 対象食品について（5件）</p> | <p>米国の栄養成分表示制度のように、摂取する栄養素が微量の（寄与が極少ない）食品については、適用を除外できるように検討いただきたい。</p> <p>ウスターソース類に関しては、栄養を目的としたものでなく嗜好品であるため、栄養表示を記載する必要はないと思われる。現行の食塩分・糖分及びアレルギーに関する表示でよい。</p> <p>栄養表示をさせること自体の意味合いが薄いもの（ミネラルウォーター、スパイス等）を除外するなど適用範囲を定めるべきではないか。</p> <p>惣菜や弁当は栄養成分の含有量の振れが大きいので、このような食品は適用対象外とすべき。</p> <p>ある食品群に栄養成分表示が必要かどうかは、その食品群に由来する栄養摂取量が栄養政策上有意かどうかという基準で判断される必要があり、科学的なデータに基づいて幅広く検討される必要がある。海外では、香辛料類は米国、EUでは表示除外品目とされ、韓国では表示義務対象外品目とされていると承知している。</p> | <p>今回のパブリックコメントは、栄養表示基準の一部改正（案）についての御意見を伺うものです。今回いただきましたこれらの御意見につきましては、今後の政策等の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| <p>6. 3 誤差の許容範囲について（9件）</p> | <p>強調表示の場合の許容誤差範囲規定についてもあわせて見直しを検討いただきたい。</p> <p>食酢に関しては、栄養成分含量が少なく1回当たりの摂取量も10g程度であるため、栄養摂取面であまり期待できない食品である。加えて、JAS法に基づく「食酢品質表示基準」では酸度を%の単位で小数第1位まで表示することが義務化されているため、酸度を調整している実態があり、微量成分含有量のバラツキにも影響している。このため、許容範囲の更なる拡大等について検討をお願いしたい。</p> <p>±20%の根拠が不明確なまま運用されている状況であるが、栄養成分表示を義務化するならば、その妥当性を充分検証し、その数値的根拠を示してほしい。</p> <p>ナトリウムについては、過剰摂取が問題とされているため、誤差の許容範囲のうち「マイナス20%」の規定は不要ではないか。</p> <p>ナトリウムについて、±5mgは妥当なのか。どのような根拠で決めたのか。成分が農畜産物由来のみの場合、「100g当たりのナトリウム量が25mg未満の場合は誤差基準無し」とはならないか。</p> <p>低含有量の場合の誤差の許容範囲について、ゼロと表示してよい基準がない栄養成分についても基準を設けてほしい。</p> <p>改正案で示された9項目だけでなく、他の成分も許容範囲を拡大すべきではないか。</p> <p>食物繊維の分析精度は0.1gレベルであるため、食物繊維についても誤差の許容範囲を拡張すべきである。</p> | <p>今回のパブリックコメントは、栄養表示基準の一部改正（案）についての御意見を伺うものです。今回いただきましたこれらの御意見につきましては、今後の政策等の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、今回の改正案で低含有量の誤差の許容範囲を拡大したものは、「0」と表示することができる基準（栄養表示基準の別表第2の第5欄）が規定されているものに限っています。</p> |
| <p>6. 4 表示方法について（7件）</p> | <p>栄養成分等の数値だけでなく、例えばDaily Values との比較のように量の多寡がわかるような表示にすべき。</p> <p>ナトリウムについて、消費者に理解しやすい食塩換算表示を推奨すべきである。栄養表示基準第3条第4項の「ナトリウムの量」を「ナトリウムまたは食塩換算量」とする修正案を提案する。</p> <p>既に広く周知されている基本5項目の表示順序、表示方法を変更することは、消費者にとって得られる意義が少ない。事業者側の変更作業の煩雑さ、コストも鑑みて、避けてほしい。</p> <p>栄養成分表示の順番を変更すると、これまでの表示に慣れてきた消費者、特に高齢者が迷うため、順番は変更しないでほしい。</p> <p>有効数字を明示してほしい。</p> <p>流通等から「一定の値」での表示が強要されないように指導してほしい。</p> <p>強調した栄養素がどれであることを明確に表示させるよう努めてほしい。</p> | <p>今回のパブリックコメントは、栄養表示基準の一部改正（案）についての御意見を伺うものです。今回いただきましたこれらの御意見につきましては、今後の政策等の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| <p>6. 5 監視執行体制に</p> | <p>改正案に関わる監視執行体制や罰則規定を明確にしてほしい。</p> | <p>改正案による監視執行体制や罰則</p> |

| | | |
|-------------------------|--|--|
| <p>ついて（3件）</p> | <p>改正案では、但し書きがあれば表示値との乖離があっても表示違反とはならないが、誤った情報を是正する機会もなく表示し続けることは結果として栄養表示制度の信頼を損なうことにつながる。現行制度と同様に、栄養表示のある全ての食品を対象に行政による監視（収去検査の実施など）を行い、必要に応じた是正指導を行う仕組みを構築してほしい。</p> | <p>規定の変更はありません。 また、今回のパブリックコメントは、栄養表示基準の一部改正（案）についての御意見を伺うものです。今回いただきましたこれらの御意見につきましては、今後の政策等の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| <p>6. 6 義務化について（8件）</p> | <p>栄養成分表示が義務化されれば、「②表示値が誤差の許容範囲に収まることが困難な場合」の表示を採用する食品が多くなることが想定される。一方、「①表示値が誤差の許容範囲に収められる場合」の表示を維持すべく努力する事業者にとっては、現行の許容範囲（±20%）は厳しいため、緩めることを検討してほしい。</p> <p>栄養成分表示が義務化された場合、業者間で取引される業務用商品については、書面等による情報提供も可能としてほしい。</p> <p>栄養成分表示の義務化の際に、現状で表示を行っている値と違いが発生すれば新しい包装資材を準備する必要がでてしまうため、商品に記載する以外の方法、例えばWebによる提供など弾力的な運用を可能にすることを検討してほしい。</p> <p>栄養成分の義務化については、以下の観点から賛成しかねる。 ①安全性とは無関係な些細な表示ミスでも法律違反となること。 ②原料野菜の産地、季節等のファクターにより成分が変化すること。 ③分析コスト、表示面積の問題</p> <p>消費者が必要とする表示事項については可能な限り提供すべきと考えるが、事業者の経営実態を考えると、安全に係る事項を優先しながら任意表示を基本とし、企業間の公正な競争を促進すべきと考える。</p> <p>加工食品は原則栄養成分表示が義務化となるようだが、食品表示法も含め、食品分類（特に加工食品か否か）の線引きを明確にしてほしい。</p> <p>すべての加工食品で栄養成分表示を義務化する必要性を明確にしてほしい。</p> <p>仮にインスタ商品についても表示義務の対象になるのであれば、現状のインスタラベルや小さな商品では記載できる文字数に制限があるため、但し書きは店頭POP等において表示できることも含めて、表示方法に柔軟性を持たせてほしい。</p> | <p>今回のパブリックコメントは、栄養表示基準の一部改正（案）についての御意見を伺うものです。今回いただきましたこれらの御意見につきましては、今後の政策等の検討の参考とさせていただきます。</p> |

| 意見の概要 | 主な意見の抜粋 | 消費者庁の考え方 |
|------------|---|--|
| 7. その他（2件） | <p>食品表示部会での指摘事項について、消費者庁の説明が不十分であるため、見解を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誤差の許容範囲を超えても、断り書きさえすれば正確でない値を表示してもよいことになり、消費者をミスリードする。 ・ コーデックス食品表示でも、誤った情報を伝えてはならないのが原則であり、こうした規制の考え方は諸外国の事例をみても極めて稀有で、見たことがない。 ・ 追加型のような不確かな表示を認めることは、栄養表示の信頼性を全体的に低下させる。 ・ 追加型が導入されることで現行型の規定が形骸化する。 ・ 現行型にも「当社分析調べ」などが記載されているため、追加型の断り書きとの違いを消費者が区別できない。 ・ 追加型では分析値と表示値に乖離があり得ることになるが、どのくらい乖離しているのかという疑問がある。 ・ 事業者は表示値に責任を持って許容範囲に収まるよう努力をすべきであり、追加型の導入は認められない。 <p>パブコメ開始時期が早すぎではないか（開始時に部会の議事録が公開されていない）。</p> | <p>今回のパブリックコメントは、栄養表示基準の一部改正（案）についての御意見を伺うものです。今回いただきましたこれらの御意見につきましては、今後の政策等の検討の参考とさせていただきます。</p> |